

平成30年3月6日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

福祉文教委員会

委員長 佐 藤 肇

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 3月6日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、小出郷図書館の経過について、引き続き調査することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、臨時福祉給付金の支給状況について、第二期データヘルス計画・第三期特定健康診査等実施計画について、税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正予定について及びインターネット対策に関するパンフレットの配布について執行部から報告を受け、質疑を行った。また、後期高齢者医療保険料率の改定について新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を行い、介護保険に関する意見書について協議した。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第23号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 議案第24号 魚沼市国民健康保険給付等準備基金条例及び魚沼市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) 議案第25号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び魚沼市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- (4) 議案第26号 魚沼市守門健康センター条例及び魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について
- (5) 議案第27号 魚沼市介護保険条例の一部改正について
- (6) 議案第28号 魚沼市立学校設置条例等の一部改正について
- (7) 議案第29号 魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (9) 議案第31号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (10) 議案第32号 魚沼市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- (11) 議案第33号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (12) 議案第34号 魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- (13) 議案第35号 魚沼市手話言語条例の制定について

2 調査事件

- (14) 所管事務調査について
 - ・小出郷図書館の経過について
- (15) 閉会中の所管事務等の調査について
- (16) その他
 - ・臨時福祉給付金について
 - ・第二期データヘルス計画・第三期特定健康診査等実施計画について
 - ・税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正予定について
 - ・インターネット対策に関するパンフレットの配布について
 - ・後期高齢者医療保険料率の改定について

3 日 時 平成30年3月6日 午前10時

- 4 場 所 広神庁舎3階 301会議室
- 5 出席委員 浅井宏昭、星野みゆき、大平恭児、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、
(森島守人議長)
- 6 欠席委員 なし
- 7 説明員 佐藤市長、梅田教育長、桑原福祉課長、金澤健康課長、堀沢教育次長、
中村厚生室長、桑原介護福祉室長、小林介護保険係長
- 8 書 記 櫻井議会事務局長、関主任
- 9 経 過

開 会 (10:00)

佐藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議します。

(1) 議案第23号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第1、議案第23号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

大平委員 今回、当市は違いますがほかの自治体では引き上げ等が続いてきたわけで、そこから辺について、お聞きしますと1世帯当たり年額1万円の引き下げくらいに相当するというふうに伺っていますけれども、その要因について説明をお願いいたします。

金澤健康課長 要因についてであります。国費の配分方法が今回の制度改正でかわったということが大きいと思っています。新潟県におきましては、全国で保険者努力支援金というものがあまして、都道府県分が全国で第1位となっております。これは、医療費がかかっていないということになります。それから、市町村についてもいろいろなポイントがあるんですけども、特定健診や保健指導の受診率や収納率、地域包括ケアといった項目がいろいろあるんですけども、そういったものを合計した中で全国4位ということで、今までは医療費がいっぱいかかっていた自治体について手厚く国費が配分されていたものが、今度は医療費がかからないところに多く配分していくというように配分方法がかわったことが一番大きいです。それで新潟県の場合は、ほとんどの自治体がマイナスになったという結果になっております。

大平委員 さらに伺いますけれども、お聞きしますとこの保険税の維持というのは当面は続けられるのではないかという形で事前に説明を受けたんですけども、何せ医療費、

給付の部分についても非常に高くなってきているということで、国の負担というのがもしこのままあれば、保険税そのものが当面は維持できたとしても、いずれ上げざるを得なくなっていくのではないかなと思うことと、それから実施主体が都道府県になったわけで、これについて今の段階で県のほうで先々の見通しというんですかね、ここら辺で何か伺っていることがあれば聞かせていただきたいんですけど。

金澤健康課長 県の試算によりますと、これからの医療需要が32年にピークを迎えて、それから大きく下がるわけではないんですけれども少しずつ下がっていくというような見通しをつけております。それを試算した結果、今の国費の投入状況であればいけないかという話をしております。

大平委員 先ほど課長のほうから説明があったとおり、国の負担、特にこの間総額3,400億、国費が入っていると、1,700億円ずつ分けては入っていますが、そこら辺の影響で多分今回こういう措置がなされたということで私は理解しているんですけれども、でも全国知事会では、そんなもんじゃ足りない、1兆円は必要なんだというあたりの話も国のほうに出しているかと思います。今後もこの3,400億円だけではなくて、引き続き負担感を軽減するためにさらに1兆円も含む国の負担を求めていくのか、そこら辺、当市の考えと新潟県の考えがあれば聞かせてもらいたいんですけれどもいかがでしょうか。

金澤健康課長 今3,400億円を1兆円にという話がありましたけれども、それについての県の見解は聞いておりません。少なくとも新潟県、また県内の自治体におきましては、相当成績がいい、インセンティブがきいているというふうに思っておりますので、そこまでの話を詰めたことはございません。

大平委員 都道府県が実施主体になって、税率そのものを一定の基準額を示した中で各自治体がそれを踏まえて税率を決めるという構図になっているかと思うんですけれども、そういうふうにしますと、やはり県内の自治体が同一の税率や税額になっていくような方向はあるんじゃないかと僕自身は思っているんですけれども、そこら辺の税額そのもの、税率そのものについての今後の方向というんですかね、見通しというのは何か考えとして課長のほうでは持っていますか。その辺はいかがでしょうか。

金澤健康課長 そもそも県に一本化するという動きは、税率を本来であれば県単位で一本化するという流れであり、県としても最初は一本化という話を出していたんですけれども、自治体によって税率が相当違いますので拙速にはできないということで、将来的には一本化を目指したいということであります。全国で今9つの都道府県が一本化を進めています。新潟県におきましては、これだけ税率が下がるのであれば一本化もある程度可能であったのかなと私は思いますけれども、何せ情報がなかったのならばらということになりましたけれども、今後は、早期にはどうかと思いますが、一本化になる方向で検討していくということになっております。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第23号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第24号 魚沼市国民健康保険給付等準備基金条例及び魚沼市国民健康保険条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第2、議案第24号 魚沼市国民健康保険給付等準備基金条例及び魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 魚沼市国民健康保険給付等準備基金条例及び魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第25号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び魚沼市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第3、議案第25号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び魚沼市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

大平委員 1点だけ確認させてください。これは、控除対象配偶者を同一生計配偶者というふうに恐らく対象を拡大したのではないかと思うんですけども、この辺でどの程度の人が人数的にふえているのか、あるいはその影響があったのか、わかりましたら聞かせてください。

堀沢教育次長 この場合ですと、このたびふえたものにつきましては、いわゆる入院生活療養費標準負担額の助成を受けられる方ということで、65歳以上で療養病棟に入院とか食事の提供を受けた方が対象という格好になります。どれくらいという形で特に調べてはおらないんですが、対象になる人は子ども課に確認を取ったところ、今現在ははいないということでした。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び魚沼市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第26号 魚沼市守門健康センター条例及び魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第4、議案第26号 魚沼市守門健康センター条例及び魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 魚沼市守門健康センター条例及び魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第27号 魚沼市介護保険条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第5、議案第27号 魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

大平委員 この保険税条例、引き上がったということなんですけれども、まず引き上げた主な要因についてお示ししていただきたいと思います。

桑原福祉課長 引き上げの要因でございますけれども、被保険者数それから要介護認定を受けている方は若干増加の見込みになっておりますので、それに伴い介護給付費の増加も見込んでおりますが、金額的にやはり影響が大きかったのは、国から交付されます調整交付金の算定方法が今回第7期の介護保険事業計画に移るに当たり見直しが入りまして、その結果、収入の面で減額が大きかったかなという気がしています。その影響が大きいかないと考えております。

大平委員 この委員会だったと思うんですけれども、大体据え置きくらいに置こうかと、必要があれば基金もという話を私は伺っていたと思うんですけれども、そこら辺の対応はなぜ考えなかったのか伺います。

桑原福祉課長 昨年12月の定例会会期中にそういったご質問をいただきました際には、今ほど申しあげました自然増といいますか、被保険者数の伸びであるとか給付費の増加の状況等を見た中で、基金からの繰り入れを充てることで第1号被保険者の保険料については、そう上げることなく対応できるのではないかという見直しをお話しさせていただきましたが、その後、12月二十何日、年末になりまして、今ほど申しあげました国の調整交付金の見直しの考えと計算方法等が示されまして、その試算をする中でちょっと影響額が想定以上に大きなものになったということで跳ね返ってきたと考えております。

大平委員 基金からの繰り入れは自治体で実施できる方法だと思うんですけれども、そこに

ついて、今回はやらなかったけど今後は同様な形で国から恐らく給付額だとか調整交付金等の調整が再度、次期の介護保険の計画に向けて入ると思われます。事前にも、多分第6期か何かで将来の見通し額というものを見せていただいたときに、かなり高額な保険料額が示されていたと思うんですけども、やはり魚沼市においては非常に低所得者が圧倒的に多くて、実労働者と年金暮らしのような方々の比率が、現役の労働者の方が多ければそれも違うんでしょうけれども、これからますます高齢化に拍車がかかることを考えれば、やはり何らかの形で考えていく必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども、こちら辺について課長のほうではどういう見通しを持っているのか。また、当市でできる負担軽減について、どの程度の額、あるいはどういう方向で考えていらっしゃるのか、全く考えていないのか、そこら辺について伺います。

桑原福祉課長 将来の保険料の増額をいかに抑えるかというお話かと思うんですけども、まずもって要介護の認定率を下げるといいますか、大きく上げないように健康なお年寄りをふやして、介護度もできれば高い方はより低く、あるいは上がらないようにということで個々の健康づくりといいますか、そういった対応をとるのがまずは一番重要なかなと考えています。介護保険制度全般の中で負担率をどうするかにつきましては、国のほうでそれぞれ一定のルールでの負担割合を定めていますので、その中で対応するということが原則とされているところでありますので、現状ではそういった枠の中で考える必要があると考えています。

大平委員 この間にも課長には何回かお聞きしたことがあるんですが、繰り入れについて、当市ではできないとお話があったんですけども、実際問題やはり自治体としてできるということになると、今課長がおっしゃったようなことも非常に重要だと思います。しかしながら、やはり負担感をそれだけでというわけには私はいかないと思うんですね。そうしたときに、やっぱり国に対してしっかりとはっきり実情を訴えろとかということもあるんだろうし、そして一般会計からの繰り入れ等もやっぱり必要に応じて考えていくべきじゃないかと私は思っているんですけども、この繰り入れについて、厚労省からやめてくださいよという指導があるのかどうなのか、そこら辺1点確認させていただきます。

桑原福祉課長 昨年7月の定例会でも市長がお答えしておりますけれども、国のほうで特に文書で今のような指導が入っているというわけではないんですけども、過去のやり取りの中で、介護保険制度につきましては財源の負担割合が法で定められているところでありますので、この法定負担割合を超えた公費の投入は差し控えていただきたいということは国のほうの発言として残っております。

大平委員 そのことについては、最終的には自治体、保険者が決めると、そこまで具体的に踏み込んでいないわけで、やっぱり決めるのは自治体ですよという話があるかと思えます。そういうところも含めて、全国の自治体ほとんどがそれをやっていない、一部はやっているとは伺っていますが、やっていない中でなかなかというところがあると思うんです。でも、やっぱりこの負担感というのは、今の保険料、特に高齢者の方が払い続けて、そして利用できるのか、そこら辺の考え方もしっかりと国に対して、あるいは必要があれば県と協議しながらやっていくべきだと思うんですけども、そこら辺の考え方について再度確認ですが、今後の方向としてお考えがあれば聞かせてください。

桑原福祉課長 それぞれの負担割合については、国のほうの言い方ではこの負担割合は法令

等で定められているのでそれをかえることは想定していないという言い方をしているようです。そういったことを踏まえて先ほど答弁させていただいたわけでありましたが、今後につきましては、また状況の変化等に応じて必要な要望等は今後の課題かなと思います。

大平委員 最後に1点、今回保険料が引き上がったわけですがけれども、今回だけではなくて保険料が引き上げられることについての影響、この辺を福祉課としては住民に対してどういうふうに捉えているのか、見解がありましたらお聞かせください。

桑原福祉課長 値上げをお願いするわけでございますので影響はあるものと考えていますが、制度維持等のためにもご協力をお願いしたいと考えております。

大平委員 そのことについて、この間この場で私は話をしてきたかと思うんですけれども、やはり実態をもっと深くつかむということが必要で、それぞれ介護従事者の方も非常に大変な思いをされていると思うんですけれども、被保険者の方もいろんな困難な状況があるので、そこら辺は今後引き上げることについて、そしてその影響についてしっかりと把握をするように考えていただけたらなと思うんですけれども、そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

桑原福祉課長 今後の課題ということでお答えとさせていただきたいと思います。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

大平委員 やはり今ほどの質疑の中でもありました負担感をもう少し踏み込んで考えていく余地は、私は十分あると思います。是正をする、あるいは必要があれば今の段階でも高額な保険料をやっぱり何とか、据え置かないまでも今よりも少し減額のような形でやれる措置はあると思いますので、そういう意味からも被保険者の方々の暮らしの実態を考えてみても、今回の値上げを含む介護保険条例については反対とさせていただきたいと思います。

佐藤委員長 次に、賛成者の発言を許します。

本田委員 賛成とさせていただきます。今、介護保険は岐路に立たされているというふうに感じ取っております。介護従事者の人材不足で制度そのものが成り立たない状況であります。そういった意味で、市民の皆さんにはご負担でご迷惑をおかけしますけれども、やはり制度維持のためにご理解をいただきたいというふうに思っております。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これから議案第27号を採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第27号 魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第28号 魚沼市立学校設置条例等の一部改正について

佐藤委員長 日程第6、議案第28号 魚沼市立学校設置条例等の一部改正を議題とします。

執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。

大平委員　幾つか聞かせてください。魚沼市入広瀬学校給食センターを削除ということですか。

これは、守門の学校給食センターへということだと思えますけれども、このことについて、まず従業員の方、職員の方、これを今後どのような形にするのか伺いたいと思います。

堀沢教育次長　学校給食条例から削除するという事は、今現在入広瀬小学校、入広瀬中学校の2つの学校を1つのところでやっているとすることで給食センターということになっております。中学校が統合された場合、入広瀬小学校の給食調理場という形で運営されるということになります。

大平委員　当然食数そのものが減りますよね。そういう場合、職員の方を減らすのか、そこら辺についての対応はいかがでしょうか。

堀沢教育次長　今後どの程度減るのかということになりますけれども、現状から減ったとしても複数は最低必要な状況となります。今現在働いておられる方の年齢とかそういったものもございますので、非常勤職員の中でも異動というのは実際のところあるわけですし、そういった中、年齢が高くなって退職される方の代わりといたしまして募集をかけなければ1人分減ったといたしましても問題なく維持できるという形で考えております。

大平委員　もう一点伺います。入広瀬中学校の生徒が統合した暁には守門の給食センターで食事をすることになると思うんですね。逆に言うとふえると。この辺についての対応は、現状維持でいくのか、それとも増員を行うのか、そこら辺についてはどうですか。

堀沢教育次長　その数によりまして現状維持になるのか、1名増になるのかが決定されるものとなります。

大平委員　ちょっと理解できなかつたんですけども、もう一回言いますが、現状維持なのか、これから人がふえるかということがわからないということですか、それともふえるということですか。

堀沢教育次長　今現在ですと現状維持で足りるというふうに考えられます。

佐藤委員長　委員長職を副委員長と交代します。

大平副委員長　引き続き質疑を行います。

佐藤委員　入広瀬中学校の体育館等の運動施設が今回削られるんですが、今後その取り扱い、取り壊しまであるのかどうかを含めて、どのような扱いになるのかお聞きします。

堀沢教育次長　入広瀬中学校の体育館ですが、初めはどちらも使う必要がないというお話でしたので取り壊す予定でございましたが、今現在使いたいという方のお話が出てきたということになりますので、まず体育館につきましてはどのような使い方になるかということになります。使うといたしましたら学校の体育施設でなく社会教育の施設となります。ただし、使いたいという希望を出してきた方々と協議の中でやはり要らないという形になりましたら取り壊しのほうで考えたいと思っております。

佐藤委員長　委員長を交代します。ほかにありませんか。

本田委員　関連で大変恐縮ですが、柔道場については取り壊しということによろしいですか。

堀沢教育次長　使用が見込まれない部分につきましては、取り壊しを考えたいというふうに思っております。

佐藤市長　ちょっと説明が十分でなくて申し訳ないんですが、今ほどの中学校の体育館については、中学校廃止によって学校の体育館としては廃止ということですのでこの項から削

除させてもらうということではありますが、ただ、社会体育施設として残せという地域の話があるようであれば、協議をさせていただいて、社会体育施設としてどう扱うかというのはこれからの課題だということでもあります。今は中学校及び中学校体育施設をこの条例から削除するという案でありますので、その辺をお間違えないようお願いしたいと思います。

佐藤委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 魚沼市立学校設置条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第29号 魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

佐藤委員長　日程第7、議案第29号 魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第29号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第29号 魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

佐藤委員長　日程第8、議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。

大平委員　118ページの介護医療院について若干お話を伺いたいと思います。まず、この介護医療院についてですが、私もちょっとよく承知していないところがあるので、介護医療院自体についてご説明を願いたいと思います。

桑原福祉課長　介護医療院につきましては、このたびの法令改正で新しく出てきた概念でございますが、医療と介護を必要とする方に対して入所してサービスを提供するものでございますが、現状では療養病床の転換先としての位置づけとして国のほうでは考えているようでございます。

大平委員　療養病床の代替のような形ということで、国は療養病床、特に介護療養病床を減

らすということで進めております。当市では今療養病床が小出病院にありますが、ここについて介護療養病床の削減が今後さらに進むと、医療型も含めて、非常にお年寄りや病気になられた方々が行き場を失うような状況が出てくるのではないかと懸念を持っています。そのことについて、介護医療院について当市ではどのような考え方で今後行くのか、お考えがありましたら聞かせてください。

桑原福祉課長 市内の施設ですと小出病院に療養病床がございますが、現状ではすぐ転換という話を伺ってはおりません。今回の第7期介護保険事業計画を策定するに当たり、県のほうで魚沼医療圏の中で療養病床の転換先として介護保険計画の中である程度の受け皿を見込む必要があるというような数字等が示されておりますので、そういったものを加味して次期介護保険計画の中では特別養護老人ホーム等の計画を盛り込んだという経過がございますが、今すぐ市内でそういった影響が出てくるものとは考えていないところです。

大平委員 介護医療院についてどういう考え方を持っているかということで、厚労省のほうで示されたわけで、どうしてもこういう形で位置づけて実施していくのか、それとも当面は様子を見るのか、そこら辺ありましたら確認したいところです。

桑原福祉課長 まず、市で介護医療院を開設することは現在は考えておりません。先ほど言いましたように介護医療院への転換の可能性があるとしたら小出病院の療養病床が該当するわけですけれども、現状ではそういった話は聞いておりませんので、市内施設としては今のところ影響は見込んでおりません。

大平委員 認知症に対応するということも書かれているんじゃないかなと思うんですが、認知症の方々、非常に大きな問題として位置づけられておりますけれども、ここら辺についての対応を含めての話でしょうか、今の話は。

桑原福祉課長 認知症も含めいろいろな介護ニーズ等の話を含めての、全体の話ということになります。

大平委員 第6条では、業務1年以上ということを示されております。今までは3年以上従事した経験者を充てるとされておりますけれども、これ変更したことによってどのような影響だとか、当市では考え方として、対象者がふえる見込みがあるのかどうか、そこら辺については今はお考えがあれば聞かせてください。

小林介護保険係長 第6条につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数の項目でございます。こちらにつきましては、市内に該当する事業所がございませんので、特段市内のサービス提供においてすぐ影響が出るものではございませんが、条件緩和でございますので、介護人材等の任用に当たっては有効だと考えております。

大平委員 介護療養病床がこれから減らされると、非常に多種多様な形で影響が出るというふうに私は思っているんですけれども、その改善策として介護医療院というのが位置づけられていますが、当市としては療養病床が減らされることについての対応を今後どのように進めていくのか、見通しとお考えがありましたら聞かせていただきたいと思います。

桑原福祉課長 先ほど申し上げましたように市内で直ちに介護療養病床が転換されるといった具体的な話は聞いておりませんが、魚沼医療圏域の中では県の調査では若干縮減されるという調査がございます。それを受けて第7期介護保険事業計画にも反映できるところは反映するというので、特別養護老人ホーム等の整備を盛り込んだ理由の1つとなっております。

佐藤委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第30号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第30号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第31号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

佐藤委員長　日程第9、議案第31号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第31号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第31号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第32号 魚沼市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について

佐藤委員長　日程第10、議案第32号 魚沼市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。

大平委員　3条に診療所を開設している者を加えましたが、これについてはどういう理由でこういうふうにかえたのか、わかりましたらお示してください。

小林介護保険係長　こちらの規定につきましては、看護小規模多機能居宅介護のサービスの提供量をふやす観点から、診療所からの参入を進めるよう基準を緩和されたものです。

大平委員　当市ではこういうことで要望等が今までにあったかどうか、その確認をします。

小林介護保険係長　今現在のところ、第7期計画におきましては診療所等からの参入につい

ての意向は伺っておりません。

大平委員 今後はいかがですか。今後の見通しは何か持っていますか。

小林介護保険係長 現状ではございませんが、今後こうした形での基準改正があったことを周知した中で、第8期に向けて検討してまいりたいと思います。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第32号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第32号 魚沼市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第33号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第11、議案第33号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

大平委員 172ページの32条の下線部でありますけれども、これを加えた要因というのは何か、それがわかりましたらお聞かせください。

小林介護保険係長 第32条につきましては、指定介護予防支援の具体的取扱方針ということで、内容としてはケアマネージャー等がサービス提供に係る支援計画を立てる際に利用者及び家族の参加を基本としてということで、これまでも参加を求めておりましたが、あえて介護予防支援につきまして家族と利用者の立ち会いがあった中での計画作成を基本とするということにされたものでございます。

大平委員 確認ですが、今実際にやっているんだけれども条例上で位置づけると、法改正があったんではないかということだと思えるんですけども、これ今まで実施しているのに位置づけたという意味はいま一つよくわからないところがあるんですけど。

小林介護保険係長 今回法改正で特に介護予防支援と重度化防止ということが目玉になってきていると思いますが、そうした中で特に要支援の方に対するケアマネジメントについては、より効果的で適切なプランになるようにということで、利用者本人それからご家族の立ち会いの中で適切なプランをつくっていきましょうということでございます。

大平委員 次ページ、(15)の下線部を加えるということなんですけど、最後のくだりのほうで主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するとあるんですけども、これ薬剤師のほうにも話を持っていったというところは何か意図するものがあると思うんですけど、これはいかがですか。

佐藤市長 基本的に厚生労働省令の改正に伴うものであって、これを要は条例化していくと

ということがまず1つありますので、その意図がどこにあるかということは厚生労働省の意図だと思いますが、ただこの医師、歯科医師、薬剤師というのは、薬剤投与も受けている関係がありますので、そういったことで情報を出していくということであると思っております。先ほどの第9号の改正の部分も、現在はそういう取り扱いをしても省令のほうできちんと明文化するということが求められているということで認識しております。そういったことでの省令改正に基づく条例の改正であるということだと思います。

佐藤委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第33号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 議案第34号 魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

佐藤委員長　日程第12、議案第34号 魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第34号 魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (10:59)

再　　開 (11:10)

佐藤委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

(13) 議案第35号 魚沼市手話言語条例の制定について

佐藤委員長　日程第13、議案第35号 魚沼市手話言語条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。

大平委員　この条例を制定した後でいろいろ計画されると思うんですけども、気になったのが、地域福祉計画と障害者や高齢者の計画の中には一言もこういうのが入ってなくて、実際問題この必要性、対象の方がどのくらいいるのかというあたりから、そして今後どのような形で条例を制定した後には手話ができる人をふやすとかというのを考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、そのお考えというのは今あるかどうかお伺いします。

桑原福祉課長　まず計画策定につきましては、条例案の第7条に障害者基本法に規定する障害者のための計画ということで出てきますけれども、前回の委員会に提示させていただきました障害者計画、今見直しをしている計画ですけれども、そちらに手話言語条例についても載せております。あと、対象者なんですけれども、聴覚障害の手帳を受けている障害者の方に、どのようなコミュニケーション手段をとっていますかというアンケートを今回とらせていただいた中では10人強が手話を、常時かどうかはともかく使っているようでございます。今後、条例等を踏まえてどういった取り組みをするかという部分でございませけれども、今現在も聴覚障害の方あるいは手話の普及等に向けた施策は、手話の教室を毎年開いたり、手話が必要とされる方に対してできる方を派遣するといった制度がございませけれども、新年度は職員向けの研修会であるとか市民向けの普及啓発等について予算に盛り込んでいるところでございます。

大平委員　実際問題、職員の方とおっしゃいましたけれども、今手話ができるような方というのは庁内におられるのですか、それともこれからですか。

桑原福祉課長　同時通訳といいますか、手話通訳士という資格がございませけれども、そこまでの技術を持っている者は職員の中にはいません。ただ、手話教室の入門編等に参加して、若干であればできるという者はいるようです。

大平委員　これから進めていくと思うんですけども、市にはいろいろな講演会だとかシンポジウムを含めていろんな場がこれからも予定されていると思うんですけども、そういう公の場で、こういう条例を制定した暁には、徐々にではあるかと思いますが同時通訳的な形で少しずつやっていかれるのかどうか。公の場での取り組みを市民の方々に示していくのかどうか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

佐藤市長　徐々にではあると思いますけれども、そういったことを求められれば対応できるように、市役所の中で窓口としてしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。今、県のほうでも議会の手話通訳という取り組みをすることを検討しているみたいですがけれども、議場の中には議員と説明員以外は、議長が求める者以外は入れないという状況でありますので、傍聴席から同時通訳者がいるという話になってくると、なかなか議場を見ながら通訳者のほうは見られないという状況もあるみたいで、それが1点と、同時通訳者については非常に高額だということで、お金の面からもなかなか導入しにくいという話も若干聞いております。そういったことも含めて、私どものところが他市に比べて手話言語条例をつくるのが遅かったんですけども、これはある程度の予算の裏づけがないと、ただ条例つくって何もしないでもいいのかという話にもなりますので、予算と関連して今回の条例提案をさせていただいたというのもあります。今委員がご指摘のようにこれからどうするのかというのは、聴覚障害者の皆さんといろいろ話をしながら進めていければいいなと感じてお

ります。

佐藤委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第35号 魚沼市手話言語条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(14) 所管事務調査について

・小出郷図書館の経過について

佐藤委員長　日程第14、所管事務調査についてを議題とします。小出郷図書館の経過については、定例会初日の一般会計補正予算提案の中で説明を受けておりますが、本日は所管の事務調査をさせていただきたいと思っております。まず、執行部から補足の説明がありましたらお願いします。

佐藤市長　先般の行政報告それから補正予算の中で説明させていただいたとおりであります。本件につきましては、この委員会で本来図書館という文教施設でありますので所管調査ということになります。今、用地と建物の取得に関しては企画政策課が担当しておりますので、本日ここに招集がかかっておりませんのでいませんが、細部の説明については、予算の提案のとおりということになります。

佐藤委員長　この間、1年をかけ調査するというので、本委員会でも取り上げてきた議題であります。質疑等がありましたらお願いします。

本田委員　委員長にお願いしたいんですが、一般質問でも通告が出ております。私もさせていただきましてけれども、ほかにもいるようでもあります。もしご配慮いただけるのであれば、一般質問後に所管事務等で調査させていただきたいと思っておりますし、担当が企画ということであれば総務委員会だということですので、委員長同士で調整していただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

佐藤委員長　ほかにご意見等はありませんか。(なし) この間の経過ということで、調査議題にさせていただいておりますが、今ほどご意見がありましたように一般質問で取り上げている議員がいるということになりますので、それを参考にしながら、不足があればまた本委員会でも取り上げさせていただくということに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、引き続き調査することとします。

(16) その他

・臨時福祉給付金について

佐藤委員長　日程を変更し、日程第16、その他を議題とします。最初に、臨時福祉給付金について、執行部から資料が配布されておりますので説明を求めます。

桑原福祉課長　本年度に実施しました臨時福祉給付金の支給状況等について、資料を用意させていただきました。中身の説明は省略させていただきますが、1点お話しさせていただきます。

きたいのが（４）の支給率でございます。95.60%、支給人数を支給対象者数から不支給決定者数と辞退者数を引いた数で除した率ということで示させていただいております。定例会初日の補正予算の際に渡辺議員から支給率についてご質疑をいただいた際に、私が手元の資料で94.15%とお答えしたのですが、辞退者数を考慮しない数字を使ってしまったため、今回改めて資料作成に当たり精査した中で95.60%ということで訂正させていただきたいと思っております。

佐藤委員長　これから質疑を行います。（なし）本件については、以上とします。

・第二期データヘルス計画・第三期特定健康診査等実施計画について

佐藤委員長　次に、第二期データヘルス計画・第三期特定健康診査等実施計画について、執行部から資料が配布されておりますので説明を求めます。

金澤健康課長　先般、国民健康保険運営協議会に審議をいただき策定をいたしましたので、簡単に説明させていただきます。まず初めに、今年度まで任意で一期3年の計画ということで、昨年度、国保特別調整交付金の対象ということもありまして、遅ればせながら29年度1年度だけの計画を策定しているところではありますが、30年度から計画策定が義務化されまして、1期6年の計画となり、ことし特定健康診査等実施計画の終期を迎えておりますので、今回最新データを加えた中で国保データヘルス計画と一体的に策定したものであります。（資料「魚沼市第二期国民健康保険データヘルス計画・魚沼市第三期特定健康診査等実施計画」により説明）

佐藤委員長　これから質疑を行います。

大平委員　40代の健診率が非常に低いということを今言われましたけど、この取り組みについては見ても書いていないんですけど、具体的には何かこの改善に向けて考えていらっしゃるのかどうか。

金澤健康課長　前回もお話をさせていただきましたけれども、やっぱり40代、50代の受診率が低いということで、案内、受診勧奨をマンパワーでやっていくしかないのかなと考えております。

大平委員　意識調査だとかアンケートなど、調査の関係は考えていますか。

金澤健康課長　今後そういったことも考えながら、これは6年の計画ですので、内容を強化、検討しながら実施した上でアンケートなども考えながら進めていきたいと考えております。

大平委員　健診会場では少ないかもしれないんですけども40代、50代の方もいて、アンケートやそういう意識調査もしていると伺っているんですけども、その結果については何か特徴的なものはあるんですか。

金澤健康課長　特別そのアンケート結果をここに反映しているというものはないと思えます。アンケートについては、保健師が活用する部分でありまして、この計画に直接反映というのはないと思えます。

本田委員　PDCAでやられていますが、数値目標みたいなのがほしいかなというふうに思っていますが、数値目標の設定はされているんですか。

金澤健康課長　38ページに特定健診の実施率、30年度から35年度までの目標を立てておりま

す。それから下段には、対象者がかわるということで加入者数の推移も追記しております。あとは、データヘルス計画の中にも34ページに毎日の飲酒者の割合を改善していこうということなどが記載しております。

本田委員　この計画の主たる目的というのが32ページに健康寿命の延伸、また目標として掲げております。課長の話の流れというのは、恐らく目標の中での数値化ということだと思うんですが、目的のほう、健康寿命の延伸についてプラス1を狙うとか、そういった大きなテーマの数値目標があってもいいのかなど。統計的に難しいのかもしれませんが、そのような話がある中で、もしお答えができるようだったらお願いします。

金澤健康課長　前回も話をさせていただいたんですけれども、健康寿命の算出方法は、国保のデータベースシステムで扱う出し方と、国が示している3つの出し方がある、4つあります。そうしたときに、なかなかそこら辺の目標は設定しづらいという部分がありまして、参考までに表示をしているということです。ちなみに国保のデータベースで出した健康寿命と平均寿命の差ですけれども、これは全国的にシステムで出てきますので比較しようと思えば比較できます。南魚沼市と魚沼市がどれだけ違うかということになると、男性で南魚沼市と魚沼市の違いが0.1くらい、女性で0.1という差で南魚沼市のほうがちょっと大きいです。そういった比較をしながら県内の順位を上げていきたいということで、目標として1歳ということはなかなか難しいと思っております。

本田委員　人は生ものですので工業系の目標とは違うというのはわかるんですけれども、やっぱり主たる目標に沿ってしっかりと動いていただきたいと思っております。別件ですけれども、医療費の話であります。11ページでも糖尿病のケースにおいては魚沼市が非常に高額だというような話もございますけれども、健康増進をするのと、医療費抑制のために例えばジェネリックも大変効果があるという話ですけれども、この辺の啓発活動というのはこの計画とは別枠でやっていくということによろしいですか。

金澤健康課長　先ほど国保税の引き下げの話をしましたけれども、保険者の努力支援金という部分で国のほうもジェネリック薬品の推奨を進めているかという項目もありまして、そういった中で通知をしたり、さまざまな啓発活動を行っております。計画とは別にやっておりますので、進めているものと思っております。

佐藤委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

・税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正予定について

佐藤委員長　次に、税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正予定について、執行部から資料が配布されておりますので説明を求めます。

金澤健康課長　地方税法の改正が今国会に上がっておりますが、年度末までに国会のほうで成立されるものと思っております。議会の会期中には決まらないので、前情報ということで出させていただきました。(資料「平成30年度税制改正の概要(国民健康保険税関係)」により説明) 4月1日からということでもありますので、決まったら専決処分をさせていただきます、次期議会のほうで報告させていただきますのでよろしくをお願いします。

佐藤委員長　これから質疑を行います。(なし) 本件については、以上とします。

・インターネット対策に関するパンフレットの配布について

佐藤委員長 次に、インターネット対策に関するパンフレットの配布について、執行部の説明を求めます。

堀沢教育次長 お手元に配布の「子どものためのスマホ・ネットのトラブル解決BOOK」についてご説明いたします。全国的にスマホ、ネットのトラブルが増加しています。魚沼市も例外ではなく、どのようにして注意喚起をしていくのかが課題となっているところです。その注意喚起の1つの方法として、この小冊子を作成いたしました。配布の対象は、小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒全員及び教職員としております。内容的にはかなりやさしいものとなっており、保護者と児童生徒と一緒に読んでいただきたいと考えております。配布の方法につきましては、各学校にお任せすることになりますが、各学校から保護者会などの折に説明していただくことを校長会の席でお願いしたところあります。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

本田委員 入り口の話で恐縮なんですけど、メディアコントロールというのを再三言わせていただきましたけれども、魚沼市、私の印象としてはもう少し強い調子でメディアコントロールのことを言っていたほうがいいのかなどというふうに思っています。中学生においては、1日2時間もテレビやゲームに興じているようでは学力向上なんてとても望めないところありますので、もっと入り口の話として、基本的に学生の本業は勉強であるということをしつかりと指導していただきたいと思っております。これは意見です。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

・後期高齢者医療保険料率の改定について

佐藤委員長 次に、私のほうから1点報告させていただきます。先般、新潟県後期高齢者医療広域連合2月定例会に出席してまいりました。その議会におきまして、次年度からの後期高齢者医療の保険料の改定が議案となりまして審議されました。その資料を配布させていただいております。(資料「議案第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」により説明) 議会の中では、反対討論、意見等があり、採決の結果、これは国の制度がかわらない限り県としての努力はこれ以上できないという中での改正ということで、賛成多数で可決されたということで皆様にご報告させていただきます。以上です。ほかに執行部から報告事項等はありませんか。(なし) なければ、以上とします。

(15) 閉会中の所管事務等の調査について

佐藤委員長 日程第15、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

(執行部退席)

・その他

佐藤委員長 委員の皆様からは意見、協議事項等はありませんか。

大平委員 先般、介護報酬についての意見書ということでお諮りした経緯があるんですけど、それについて皆さんにご意見を伺いたいと思います。

本田委員 前日も私話したんですけど、理想論は何かという話をさせていただきましたけれども、その辺の話をぜひ聞かせていただければと思っております。

佐藤委員長 この件につきまして、しばらくの間休憩とし、自由討議といたします。

休 憩 (11:50)

休憩中に自由討議

- ・介護報酬は引き上げとなったが、人材確保にはまだ足りず、必要な予算措置を国に対して求めていく意見書を提出してはどうか。
- ・拙速に意見書を出すのではなく、委員会として実態調査をした中でまとめてはどうか。
- ・関係者への聞き取りなど現地調査をした上で検討したい。

再 開 (11:58)

佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に自由討議により意見をいただきました。本件につきましては、引き続き検討していくこととします。ほかにありませんか。
(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (11:59)